

インドネシア銀行の一次協同組合向け与信政策の変遷 — 農園事業振興策との関連で —

林 田 秀 樹

本稿では、インドネシアの中央銀行であるインドネシア銀行によって1990年前後から実施されてきた、市中銀行を通じての一次協同組合向け信用供与政策の制度的変遷について、同行の出した関連法令の内容を整理して検討する。とりわけ、インドネシア銀行から市中銀行、市中銀行から最終的な借り手である一次協同組合及びその構成員への与信条件が、当該制度を定めた諸法令においてそれぞれどのように変更されてきたか、それらの変更がどのような意味をもっていたかについて考察したうえで、1998年前後の通貨危機時の制度改変がもった特殊な意義を明らかにする。また、その制度改変が行われた1998年以降、農園事業振興策、特にいわゆる PIR 方式の下で農園作物農業を営む小農に対する金融面での支援策がいかなる変化を遂げ、現在どのような状況にあるかについて検討し、今後とも持続可能性をもって展開せうような状態にはないことを明らかにする。

はじめに

本稿の目的は、1990年前後より制度化され始めた、インドネシア銀行（Bank Indonesia；以下、BI と略）による「構成員のための一次協同組合向け信用（Kredit kepada Koperasi Primer untuk Anggotanya；以下、KKPA と略）」制度の変遷について、同行の関連諸法令の内容を整理しながらたどることによって明らかにするとともに、当該制度の生成・発展、並びに有効性の喪失の過程がインドネシアの農園事業振興策に対してもつ含意について考察することである。

1998年、通貨危機のさなかにあったインドネシアにおいて、生産的事業活動を行う個人事業者を構成員とする一次協同組合への融資を BI が市中銀行を通じて行うという KKPA 制度が、BI 理事会決定文書1998年第45号（BI（1998））によって整備された。それは、筆者が拙稿（2010）において明らかにしたように、主として農園の造成に要する費用を同制度による融資を受けて調達しようとする一次協同組合側、すなわち農園を

含む農村における一次協同組合としての村落単位協同組合（Koperasi Unit Desa；以下、KUDと略）に向けたものであったが、一方で未曾有の金融危機に直面していた市中銀行の経営状態の改善を図ることをも目的としていたと受取れるものであった。経済的混乱のなかで経営危機に瀕する銀行を救済しながら農園造成を助成することを企図した当該制度は、前身の諸制度においてどのような内容をもっていたのか。制度の変遷、とりわけ与信条件に関する内容の変更を繰返して98年の制度へと至った経緯はどのようなものか。その後98年の制度が2004年に一部改変されたまま、現在実質的な有効性を持ちえないような状態になってしまっていることが農園事業振興との関連でもつ意味は何か。本稿では、これらの問題について検討していく。

以下、まず第1節では、KKPA 関連諸法令、並びにその前身となる諸法令が互いにどのような関係にあるかについて概説した後、それら諸法令において、BIが市中銀行を通じて信用を供与しようとしていた対象についての規定がどのように変化してきたか、それら対象への信用供与の目的についてはどのように定められていたかについて考察する。次いで第2節では、保証制度の変遷や信用供与申請に際して果たすべき「中核企業」の役割をたどることにより、98年のBI決定文書が農園事業振興を主要な目的とするものであったことを確認する。第3節では、BIから市中銀行に供与される総原資、及び市中銀行から一次協同組合構成員への信用供与上限額についての規定、並びに一次協同組合向け信用の資金拠出の割合がBIと市中銀行との間でどのように変化してきたか、BIの対市中銀行向け流動性信用の利率、並びに市中銀行から一次協同組合向け信用供与の利率等がそのときどきの文書のなかでどのように変化してきたかについて整理し、第4節ではKKPA制度において変更を繰り返されてきた利子率条件とその時々々の市場利子率の水準との間にどのような関係が見出せるか、それらの関係から当該制度変更のもつ意味についていかなる示唆が得られるか、現在のKKPA制度が置かれた状況とインドネシアの農園事業振興策とに関してどのようなことがいえるか、等について検討する。最後に第5節で、本稿の検討の結果をまとめ、今後の課題を挙げてむすびとする。

1. 関連法令間の関係と信用供与の対象・目的の変遷

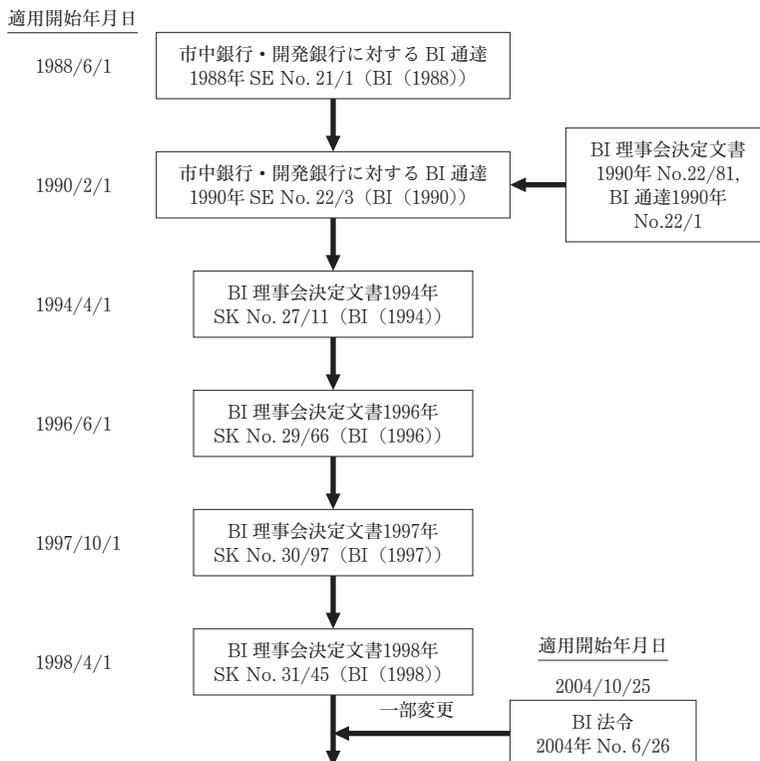
1.1 KKPA 関連法令間の関係

KKPA という文言を主題としてもつ決定文書が出されたのは、1994年4月の「BI 理事会決定文書1994年 SK No. 27/1（以下、BI 決定94年 No. 27/1と略。他の理事会決定につ

いても同様に表記する)」(BI (1994))が最初であるが、その淵源といえる文書の発出は1988年に遡る。「インドネシアの市中銀行、及び開発銀行に対する1988年BI 通達 SE No. 21/1 — 諸構成員のための協同組合向け信用供与について」(BI (1988))がそれである。これ以降の諸文書間の承継関係を図示すると、図1ようになる。

図1に挙げた諸文書のほとんどは、末尾の終了条項で、当該文書の前身となる文書の廃止と当該文書によって規定される新しい制度の発効を、適用開始年月日並びに発効年月日等とともに宣言して終わるが、BI 通達1988年 SE No. 21/1 (以下、BI 通達88年 No. 21/1と略。他の通達についても同様に表記する)においてだけ前身文書の廃止が宣言されていない。このことは、当該文書にとっての前身と位置づけられるべき文書が存在しないことを意味する。そうした意味で、当該文書が一連のKKPA 関連法令の原型であるといえる。この後、5度にわたる制度改変を経てBI 決定98年 No. 31/45へと至るが、この決定の一部に変更を加える「利率、及びプログラム信用の生産分与原則による利

図1 KKPA 関連諸法令間の継承関係



(出所) 上記諸法令の記述より作成。

潤分配に関する BI 法令2004年 No. 6/26」(以下、BI 法令04年 No. 6/26と略)(BI (2004))まで含めると、6度の変更となる。これらの変更がどのような内容をもつものであったかについて、次項でまず、与信対象並びに制度の目的に焦点を当て、法令ごとに、あるいは必要に応じてグループに分けたうえで検討することとする。

1.2 与信対象と制度の目的

[1] BI 通達1988年 No. 21/1

BI 通達88年 No. 21/1では、冒頭の一般規定で、市中銀行からの信用の受け皿を KUD 及び KUD 以外の協同組合であるとしたうえで、協同組合相による認可を受けていること、役員選出や財政状況の健全性についての要件を充たしていることなど、5点の条件が列記されている。また、それら協同組合の構成員が充たすべき条件についても、信用を受けようとする当の事業での経験をもっていることや、所属協同組合において果たすべき責任を規律正しく果たしていること等4点が挙げられている。そして、それらの条件を具えた構成員が行う事業で、当該文書が定める「構成員のための協同組合向け信用」を供与されるにふさわしい事業とされているのは、当該協同組合の枠内で組合員それぞれによって営まれる以下のような事業である¹⁾。

- 1) 現に実施されていて、発展する可能性をもち、協同組合の資本を強化し、期間内に債務を返済して自立する可能性をもつ事業
- 2) 財・サービスの産出において、生産的であると評価される事業
- 3) 禁じられておらず、飽和状態にない事業

このような条件を具える事業者＝協同組合構成員が当該事業に関連して行う「投資」のための資金や、通常業務を遂行する際に必要となる「運転資金」を BI が市中銀行を通じて提供しようとする制度が、当該信用制度の骨格である²⁾。

この BI 通達88年 No. 21/1では、当該制度を施行して達成を図る目的は何かについて特別に述べられているわけではないが、上記から明らかなように、一定の要件を具えた協同組合に所属する組合員の事業を助成・振興することであるといえる。そしてこの制度の特殊性は、そうした特定産業部門への助成を中央銀行である BI から市中銀行への流動性信用供与を通じて行おうとするところにある³⁾。

[2] BI 通達90年 No. 22/3

BI 通達88年 No. 21/1発出の2年後に、同通達を廃止してそれが定める制度の根拠を引継ぎ、BI 決定90年 No. 22/81、並びに BI 通達90年 No. 22/1をまとめるかたちで出されたのが、BI 通達90年 No. 22/3である。当該文書は、「Ⅰ. 村落単位協同組合 (KUD) 向け信用」、「Ⅱ. 構成員のための一次協同組合向け信用 (KKPA)」、及び「Ⅲ. 終了条項」の3部から構成されており、Ⅰ部、Ⅱ部それぞれにおいて信用供与対象について言及されている。

BI 通達88年 No. 21/1と対比して著しい特徴をなしているのは、まずⅠ部で、与信対象としての KUD に加入している構成員が携わる事業分野が、前項1)～3)に挙げたような抽象的なかたちではなく、具体的に作物・生産物名で列挙されている点である。「稲、稲の間作作物、丁子、及び肥料」がそれである⁴⁾。

他方、Ⅱ部で規定されている KUD 以外の協同組合については、「商業・サービス以外の生産的な事業」が対象であり、受け皿である一次協同組合は、それらの事業を行う20人以上の構成員から成るものとされている⁵⁾。このⅠ、Ⅱ部の規定からすれば、商業・サービス業については、当該文書によって定められる制度金融の対象外ということになり、前身である BI 通達88年 No. 21/1が、前掲したように「2) 財・サービスの産出において、生産的であると評価される事業」と定めている点とは異なる。

上記のような協同組合及びその構成員を対象として供与される信用は、投資資金や運転資金の調達に用いられるものとされる点では変更はないが、投資資金まで信用供与される対象は、非 KUD に限られている⁶⁾。すなわち、稲、稲の間作作物等の栽培・生産を行っている農民たちによって構成されている KUD は、運転資金に関してのみ信用を供与され、投資資金まで調達できないことになっている。

当該通達の目的について特段の言及はないものの、信用供与対象となる協同組合及びその構成員の事業を助成することが目的であると推察されることについては、BI 通達88年 No. 21/1においてと同様である。

[3] BI 決定94年 No. 27/1 — BI 決定98年 No. 31/45

BI 通達88年 No. 21/1、BI 通達90年 No. 22/3では試行錯誤しながら細かく規定されていた、市中銀行を通じた BI からの信用供与対象についての規定は、BI 決定94年 No. 27/1からずい分と簡略化されることになる。市中銀行からの信用供与の対象となる一次協同組合に関して、BI 通達90年 No. 22/3が出されてから2年後の1992年10月に制定

された『協同組合関連事項に関する1992年第25号法律』(Presiden Republik Indonesia (1992 a))において規定されるとおりの個人加盟の協同組合」(下線は引用者)とする旨盛込まれることとなり、細かな規定は同法に依拠するかたちをとることになったのである⁷⁾。

そのような一次協同組合が行う事業については、BI 通達90年 No. 22/3までと同様、「生産的事业」であるとしたうえで、「生産的な事業とは、付加価値を産出するすべての事業である」という定義が与えられている⁸⁾。

さらに注目すべきは、BI 決定94年 No. 27/1冒頭の考慮条項 a. において、以下のように述べられている点である。すなわち、インドネシアの銀行業の目的の1つは平等化と経済成長を促進すること等をもって国家開発の実施を支えることであり、その「平等化という目標を達成する意味で、協同組合に加盟している小規模事業への信用準備は、さらに促進され広範に広げられる必要がある」とされている⁹⁾。経済的平等化を達成する手段としての小規模事業者への信用供与による助成という意味合いであり、そうした役割を中央銀行である BI が担うべきであるという認識が当然視されていたことになる。なおかつ、BI にそうした役割を担わせることが当該決定の目的であると位置づけられているとも理解することができる。

しかし、上記のような記述は BI 決定94年 No. 27/1においてみられるのみであり、BI 決定96年 No. 29/66以降の諸法令には登場しない。代わって BI 決定96年 No. 29/66、並びにその後身である BI 決定97年 No. 30/97では、「国内銀行業の成長と自立」が強調されることになる¹⁰⁾。そしてそれが、制度が改変されるに際して考慮されている事項なのであり、後述するように、KKPA 供与に際して、BI の負担を軽減し市中銀行のそれを増大させる措置がそれら2つの決定において講じられているのである。

加えて、BI 決定96年 No. 29/66以降の3つの決定において、第1の考慮事項として取り上げられるのが、以下の事項である¹¹⁾。

以下のことを考慮する：

- a. 金融の安定性を維持する立場の BI がその任務を実施し、健全で効率的な金融部門の発展をさらに促進するために、BI の流動性信用によって支えられているプログラム信用条件が、常に金融経済の状況に適応させられる必要があるということ。

(以下の事項は略)

すなわち、それら3つの決定文書においてKKPAの条件を経済情勢に合わせて変更するということは、インドネシアの金融経済の安定性を保つということを目的とするものであると解釈できる。そもそも当該文書によって設けられてきたKKPAという制度を、発展しつつある金融経済のなかで維持し続けられれば、貨幣供給の制御等に関わる金融の安定性を損なう事態が生じるので、それを回避するために制度を改変することが趣旨だという意味であると受取れる。協同組合に加盟して個人的な事業を行い、生計を立てようとする事業者たちの投資・運転資金への援助という目的とはまったく別次元の目的が付加されたことになる。

ただ、金融安定性の維持というのは中央銀行の本来的な役割であり、これについての記述がBI決定96年 No. 29/66において、KKPA 関連文書のなかでは初めて登場するということが不自然であるともいえる。逆に、いくら経済的平等化とそれによる国民福祉の増大のためであるとはいえ、市中銀行を通じて中央銀行からの流動性信用を特定事業者を構成員とする協同組合向けに供与するという制度の方が、中央銀行の業務として一般性を主張しにくいものである。KKPA という制度が当時の中央銀行法に背くものではなかったとはいえ、中央銀行本来の機能に照らしそもそも転倒したかたちで設けられ運用されてきた当該制度に細かな調整を加えながら、現実の金融情勢に及ぶかもしれない負の影響をより小さくしようとした意思の表れと、BI決定96年 No. 29/66以降の考慮事項の第1を位置づけることができる。

[4] BI 決定98年 No. 31/45の第2考慮事項

拙稿(2010)でも指摘したことであるが、前項の最後でみたBI決定96年 No. 29/66以降の第1考慮事項に表れたBI理事会の意思をさらに推し進めたものが、BI決定98年 No. 31/45の第2考慮事項である。ここでは、当時通貨・金融危機のさなかにあってインドネシアの市中銀行が直面していた困難と、それによって資金調達に支障をきたしていた「優先部門」の困難とが、考慮すべきものとされているのである¹²⁾。敷衍すれば、そうした困難な事態の緩和、引いては解消がBI決定98年 No. 31/45では企図されたといえる。BI決定98年 No. 31/45で、それらの考慮事項を踏まえてなされたBI決定97年 No. 30/97からの改定が具体的にいかなる内容をもつものであったかを含め、一連の制度変更の具体的内容をたどることが、次節以降の課題である。

2. 債務保証, 及び協同組合以外の主体の役割

前節でみたように, KKPA という制度はその前身を含めて, 協同組合に所属する構成員を究極的な融資対象とする与信制度であって, それら構成員が一般的に資金力の弱い個人事業者であり, 次節でみるように当該構成員の自らの事業への投資が相当額に上ることから, 債務不履行が発生した場合の保証のあり方が諸文書においてどのように定められてきたかについて検討することは, 制度の性格と持続可能性を確認する意味において重要である。前節と同様, 法令ごとに, 必要に応じてグループ分けしながら検討する。

2.1 BI 通達88年 No. 21/1, BI 通達90年 No. 22/3

まず, BI 通達88年 No. 21/1で, 「信用の保証もしくは担保」として挙げられているのは, 以下の諸点である¹³⁾。

- 1) 信用によって費用を拠出された構成員の事業
- 2) 協同組合もしくは同構成員の所有する不動産あるいは動産
- 3) 銀行に対して担保として提供される用意のある第三者所有の不動産もしくは動産

BI 通達88年 No. 21/1の場合, KUD, 非 KUD を問わず, 運転資金並びに投資資金の調達, 債務者となる協同組合構成員が信用供与を受ける際の目的であるのに対し, 前節でもみたように BI 通達90年 No. 22/3は, KUD については運転資金のみ, 非 KUD については運転資金, 投資資金の双方を融資の対象としている。これに応じて, 保証についても以下のように区別が設けられている。

- ・対 KUD 運転資金融資の場合： 当該信用によって費用を拠出された物財¹⁴⁾
- ・対非 KUD 運転資金・投資資金融資の場合：
 - 当該信用によって費用を拠出された事業・物財, 及び当該構成員の所有する貯蓄¹⁵⁾

一見して明らかのように, BI 通達88年 No. 21/1で保証・担保のカテゴリーに挙げられている2), 3)については, BI 通達90年 No. 22/3には引継がれていない。加えて後者の場合, 投資資金融資も対象とする非 KUD 向け与信については, 融資を受けた構

成員の貯蓄まで担保の対象とされており、債務当事者である協同組合構成員の責任を重視する内容への変更であるといえる。

2.2 BI 決定94年 No. 27/1 — BI 決定98年 No. 31/45

BI 決定94年 No. 27/1では、KKPA の保証は次のように二重の構造をもつものに変更される。まず、「信用の担保は、銀行業についての1992年法律第7号（以下、92年銀行業法と略）第8条における規定に応じて決定される」¹⁶⁾として、BI 通達90年 No. 22/3以降、BI 決定94年 No. 27/1発出までの間に制定された法律に依拠するかたちをとる。それでは、その92年銀行業法第8条とはどのようなものかといえば、以下のように簡潔な条文一文からのみ成り立つものである。

信用を供与するに当って、市中銀行は、約定されるところに従って債務を完済するための債務者の能力と準備に対し、確信をもっている義務がある¹⁷⁾。

2つの条文から推して、BI からの流動性信用をKKPA として協同組合に供与しようとする市中銀行は、上記92年銀行業法第8条の条文に基づき供与対象の協同組合及びその構成員から担保を取るなど債務完済のための保証を得る必要があることになり、このことを怠れば、債務不履行が発生した際にはその責任を自ら負わなければならない。この規定は、BI 決定98年 No. 31/45まで維持されている¹⁸⁾。

BI 決定94年 No. 27/1が定めるもう一方の債務保証についての規定は、一次協同組合が銀行と構成員との間で果たす役割の相違に関連して定められている。協同組合は、銀行との間でKKPA に関する契約を交わす際、「KKPA 供与の実行者（pelaksana pemberian KKPA）」、すなわち借り手側の契約当事者としての役割を果たす場合と、「KKPA の仲介者（penyalur KKPA）」、すなわち個々の構成員に銀行からの融資を単に取次ぐだけの役割しか果たさない場合がある¹⁹⁾。上記決定文書の第6条第2項では、協同組合の果たす役割が、前者のKKPA 供与の実行者である場合、「信用返済のリスクに対して責任を負う」と規定されているのである²⁰⁾。92年銀行法に基づいて、銀行が借り手側の契約当事者である協同組合との間で担保についての取決めをしているとすれば、債務返済に際して最終的に責任を負うのは協同組合側となり、当該協同組合とその構成員との間で担保に関する取決めがなされていて、万が一これが破られているのであれば、協同組合がその補償を行うことになる。この規定は、上述の92年銀行法への依

拠を定めた条項同様、BI 決定98年 No. 31/45まで維持されている²¹⁾。

2.3 BI 決定98年 No. 31/45がもつ農園事業振興への指向

前項で述べたとおり、KKPA の債務保証について定める二重の構造は、BI 決定98年 No. 31/45まで維持されることになるが、同決定には新たに債務保証に関する2つの特色が付加されることになる。そのうちの1つが、銀行の責任が重ねて強調されていることである。第15条第2項として、BI 決定97年 No. 30/97までにはなかった「KKPA の流動性信用に対するリスクは、全面的に銀行が負う」という条文が新たに追加されている²²⁾。信用供与を受ける一次協同組合がKKPA 供与の実行者という立場にあって、当該構成員の債務不履行に直面しつつも、KKPA を供与する側の銀行に対して責任を負う能力をもっていない場合も、当該銀行がBI からの流動性信用の供与に対して責任を負うことの確認といえる。また、92年銀行業法は、BI 決定98年 No. 31/45発出後の同年11月に改正され、98年改正銀行業法として発効している。同法においては、第8条の規定も修正・強化されているため、BI 決定98年 No. 31/45における銀行のリスク負担をより厳正なものとしている²²⁾。

BI 決定98年 No. 31/45において付加されている債務保証面での第2の特色は、拙稿(2010)においても明らかにしたように、当該保証への「中核企業」の関与について記述する項目が、比較的長期にわたって段階的に実行されるプロジェクトに向けてKKPA を供与するよう協同組合が銀行に申請する際の様式に含まれているのである²⁴⁾。ここでいう「中核企業」(Perusahaan Inti)とは、いわゆる中核企業-小自作農方式(Pola Perusahaan Inti Rakyat ; 以下、PIR 方式と略)によって小自作農との間に、自ら小農側に技術的な指導を行い、小農側からは生産物の供給を受けるという関係をとり結んできた農園企業を指す。文書の条文において明確に中核企業からの債務保証を義務づけているわけではないが、それを十分にありうるものとする申請様式が使用されていることから、BI 決定98年 No. 31/45は、比較的長期にわたって段階的に実行されるKKPA 供与対象としてのプロジェクトの主要な業種として、農園部門を想定しているということがわかる。また、債務保証とは直接関係ないものの、同決定31条において、長期にわたるプロジェクトへのKKPA 融資を求める際に中核企業の関与が必要であることを明確にする規定がある²⁵⁾。これらのことから、BI 決定98年 No. 31/45は、BI 決定97年 No. 30/97までの前身法令とは異なり、PIR 方式によって営まれる農園、とりわけ1980年代以降インドネシアの農園作物部門の著しい成長を先導してきたアブラヤシ農園、な

かでも小農によって経営される農園の造成のための投資を助成することを企図していたものと考えてよい²⁶⁾。

以上、前節、及び本節の検討より、一次協同組合に加盟する個人事業者による運転資金や投資資金の調達を促進するという目的をもつ KKPA という融資制度は、1998年の通貨危機のさなかに発出された BI 決定98年 No. 31/45によって、制度本来の目的に加えて、金融の安定性、並びに PIR 方式によって経営される農園作物部門、とりわけ90年代に入って農園作物農業部門の成長を主導する作物種となったアブラヤシの農園、特に小農経営によるアブラヤシ農園の造成への融資という目的をもつものとなったということができる。

3. KKPA の諸条件の変遷

本節では、前節までにみてきたようなかたちで対象、目的、性格を変化させてきた KKPA という与信制度が、市中銀行、及び協同組合向けの融資に際してどのような条件を課してきたのか、それらの条件はどのように変化してきたか、そうした変化にはどのような意味があったのかについて、検討することとする。

次頁の表1は、BI から市中銀行、そして市中銀行から被与信申請のあった一次協同組合に対して信用供与が行われる場合の諸条件を、図1に示した KKPA 関連の法令ごとにまとめたものである。およそ10年にわたった制度改変全体がどういう傾向を示しているか、並びにそのときどきの改変それぞれが示唆することは何かについて、この表からおおよそ以下の諸点を指摘することができる。

第1に、一次協同組合構成員1人当りの与信額上限の欄から窺えるのは、与信対象として、運転資金の調達より投資資金のそれを重視する傾向にあることである。第1節でも述べたように、この一連の法令で定められた与信対象は、一次協同組合の構成員である個人事業者が投資資金、並びに運転資金を調達しようとする行為である。BI 通達88年 No. 21/1においては投資資金、運転資金ともに、融資額上限は、1,500万ルピアとされていた²⁷⁾。双方のカテゴリーともに上限額いっぱいの供与を受けるとすれば、合計で3,000万ルピアとなるから、同通達の後継法令である BI 通達90年 No. 22/3において変化はない²⁸⁾。ただ、ここで注意を要するのは、運転資金向けの与信を受けた一次協同組合及びその構成員が銀行に対して元利返済を行う期間を当該法令から1年間に限定していることである²⁹⁾。1990年時点のインドネシアの1人当たり GDP が約115万ルピアであっ

表1 BI流動性信用、及びKKPAの諸条件

BI法令発出年 ¹⁾		88年	90年		94年	96年	97年	98年	04年	
			KUD	KKPA						
与信額上限 ²⁾ (100万ルピア)	投資	15	/	30 ⁷⁾	50	50	50	50	50	
	運転資金	15	- ⁶⁾							
資金拠出 比率(%)	BI	90	75	75	75	65	65	100	100	
	市中銀行	10	25	25	25	35	35	0	0	
年利 (%)	市銀 → 組合	12	16	16	- ⁹⁾	14	16	16	14	
	組合報酬 ⁴⁾	/	/	3	- ¹⁰⁾	2	2	2	2	
	BI → 市銀	3	12	8	- ¹¹⁾	4	3	9	7	
銀行利鞘(%)		9	4	5	-	8	11	5	5	
期 間 ³⁾ (年)	BI ← 市銀	投資	10	/	- ⁸⁾	16	16	16	16	16
		運転資金	/	1	1	6	6	6	6	6
	市銀 ← 組合	投資	10	/	- ⁸⁾	15	15	15	15	15
		運転資金 ⁵⁾	/	1	1	- ⁵⁾	1	1	1	1

(出所) 図1に同じ。

- (注) 1) それぞれの発出年が指すBI法令は、図1のとおりである。なお、第1節に正式名称を記したBI法令04年 No. 6/26は、BI決定98年 No. 31/45の後継法令ではなく、同決定を含め、複数のBIからの信用供与関連法令等に定められた利子率や生産分与の分配率の変更について規定した法令であり、上表で「04年」としたのは、BI法令04年 No. 6/26によって一部修正されたBI決定98年 No. 31/45のことである。
- 2) ここでは、商業・サービス部門以外で活動する一次協同組合構成員の与信上限額のみを示している。BI決定94年 No. 27/1以降の諸法令では、商業・サービス部門のみ、与信上限額を1,000万ルピアとしている。BI通達88年 No. 21/1、及びBI通達90年 No. 22/3では、そのような部門間の格差は設けられていない。
- 3) 「期間」とは、例えば投資が生産物の増加となって結実し始めるまでの間、元利払いを猶予される期間を含む返済期間を指す。
- 4) 「組合報酬」とは、構成員が市中銀行にKKPA融資の返済を行う際、銀行に返済される利子の一部を控除するかたちで当該一次協同組合に支払われる報酬のこと。BI決定96年 No. 29/66以降の各決定では、KKPA供与の実行者、あるいはKKPAの仲介者という当該組合が果たす役割に応じて、それぞれ2%、1%と率が定められているが、上表では煩雑さを避けるため、当該組合がKKPA供与の実行者として行動した場合の2%という利率のみ記載している。
- 5) この欄に記載しているのは、KKPAの与信対象となっている投資とは直接関係のない運転資金の期間についての情報である。BI決定94年 No. 27/1においては、運転資金は投資に直接関係のある運転資金に限定されていて、投資とは関係のない運転資金は与信の対象とはされていないため、上表では運転資金の期間については記載していない(BI(1994) p. 3, 第II部第3条第1項)。なお、同決定において投資に直接関係のある運転資金の期間は5年とされていて、これは以後BI決定98年 No. 31/45まで変化はない(BI決定94年 No. 27/1については、BI(1994) p. 7, 第V部第12条第4項)。
- 6) この場合の信用供与額は、それを受けようとするKUDの実際の必要性和当該KUDの債務返済能力に基づいて準備されるとされており、具体的な数値は挙げられていない(BI通達88年 No. 21/1, I-1-1.1)。
- 7) 投資資金、運転資金を合わせて3,000万ルピアということであり、各資金それぞれに3,000万ルピアずつ用意されるという意味ではない(BI通達88年 No. 21/1, II-3-3.1)。BI決定94年 No. 27/1以降の諸法令で定められている5,000万ルピアという額についても同様(例えば、BI決定94年 No. 27/1第2条第2項、及び第10条第1項)。
- 8) 信用供与を受けたプロジェクトの実際の必要性和、当該事業の債務返済能力に基づいて決められる、とされている(BI通達90年 No. 22/3, II-3-3.3, 3.3.a)。
- 9) 市場利子率に基づいてBIが決定すると記されているのみで、具体的な利率は上げられていない(BI決定94年 No. 27/1第11条第1項)。
- 10) BIが決定すると記されているのみで、具体的な率は上げられていない(BI決定94年 No. 27/1第11条第2項1.)。
- 11) BIが決定するが、恒常的なものではなく、定期的に見直されることがある、と記されているのみで、具体的な利率は上げられていない(BI決定94年 No. 27/1第17条第1項)。

たことを考えると、1年以内に返済できる額は自ずと限定されることとなり、3,000万ルピアのうちのわずかの額しか運転資金向け与信に充当できなくなっていたと考えてよい。それゆえ、投資資金、運転資金とも1,500万ルピアずつに限定していたBI通達88年 No. 21/1より、投資資金向けに与信を受けられる額が増大していたことは明らかである。さらに、BI決定94年 No. 27/1以降の諸法令では、債務者である一次協同組合及びその構成員から債権者である銀行への元利返済期間を、投資については15年、運転資金については1年と明確に差を設けて区別している³⁰⁾。これらのことから、KKPAの主目的が、BI通達90年 No. 22/3より一次協同組合に加盟する個人事業者たちの投資行動を助成するものとされてきたといえる。

第2に、BIから市中銀行を通じた一次協同組合構成員への与信に要する原資の抛出比率が、BI通達88年 No. 21/1以降BI決定97年 No. 30/97まで一貫して低下してきていたということ、並びにBI決定98年 No. 31/45になって逆に、BIによる抛出比率が100%とされ、それがその後維持されているということである。

KKPA制度は、そもそもBIからの流動性信用と銀行が独自に調達した他の資金とを原資とするものであった。BI通達88年 No. 21/1では、その比率が90:10であったが、BI通達90年 No. 22/3以降75:25とされ、BI決定96年 No. 29/66からは65:35とされていた³¹⁾。65%まで落ちたとはいえ、原資の大半はBIからの流動性信用によって供給される制度であることに変わりはないから、BIによって支えられる制度金融であるというKKPA制度の性質は維持されている。しかし、そのBIの負担を減らそうとする制度変更は、第1節1.2でもふれたように、BI決定96年 No. 29/66、及びBI決定97年 No. 30/97それぞれの冒頭の考慮事項で、一般的な金融・経済情勢が以下のようなものとして言及されていることから、国内銀行業の自立と成長により大きく依拠してKKPA制度を維持・展開できるというBI理事会の判断に後押しされたものでもあったと考えられる。

以下のことを考慮する：

- a. (略)
- b. 国内の銀行業は、増々自立したものとなってきており、大衆から収集した資金によって顧客の諸事業に融資する能力は、増々大きなものとなってきているということ³²⁾。

(以下の事項は略)

BI 決定96年 No. 29/66において関連法令に初めて盛られた以上のような認識は、97年7月にタイで起きた通貨危機が同年11月にインドネシアに波及する直前の10月28日に発出された BI 決定97年 No. 30/97でも、一言の変更もなく維持されている。

ところが、その後継法令として98年6月に出された BI 決定98年 No. 31/45では、当該考慮事項は廃され、それとは正反対の以下のような認識が示されることになる。いうまでもなく、前年11月に発生して当時のインドネシアを席卷していた通貨・金融危機の影響によってもたらされた BI 理事会の認識の変化である。

以下のことを考慮する：

- a. (略)
- b. ごく直近の経済動向により、すでに銀行業は大衆資金の収集において費用の上昇を経験しており、その結果 BI の流動性信用の供与によって支えられていたいくつかの優先部門の資金調達が減退してきているということ³³⁾。

(以下の事項は略)

預金利子率の上昇等、銀行が「大衆資金の収集」に際して直面していた困難は、銀行の資金拋出比率が全体の与信額の35%を占めていたことから、一次協同組合側への KKPA の供与に負の影響を及ぼしていたであろうし、そのことによって「優先部門の資金調達が減退して」しまうという事態が生じてしまっていたのである。銀行が直面する困難な金融・経済情勢を一挙に好転させることは困難であるにしても、KKPA 供与に際して銀行が負わなければならないことになっていた負担を、せめて BI が肩代わりするということは可能であった。それが、KKPA 供与に際しての原資拋出比率を BI 側100%とするというかたちで実行されたのである³⁴⁾。そのようにして、最終的な借り手である一次協同組合構成員による資金調達の困難の解消が図られたと考えられる。

KKPA 制度の変遷にみられる第3の特徴は、BI から市中銀行への流動性信用供与の際の利子率条件に関しては、BI 決定97年 No. 30/97までは市中銀行にとって有利なものに変更されてきたという点である。これは、BI 通達88年 No. 21/1から BI 通達90年 No. 22/3にかけての変更と、利子率条件についての明確な記述がなされていない BI 決定94年 No. 27/1を除き、BI から市中銀行への流動性信用の利率が90年以降12%から3%にまで低下させられてきているということに明らかである³⁵⁾。加えて市中銀行から最終的な借り手である一次協同組合構成員への与信利率、並びにその与信利率から控除さ

れる一次協同組合への報酬にほぼ変化がないことから、1990年から97年まで、KKPAを一次協同組合構成員向けに供与しようとする市中銀行が取る利鞘は4%から11%にまで上昇してきた。ただしこれは、KKPAの原資をBIからの流動性信用に限定した場合のことである。この間、KKPA供与に際して市中銀行は、原資の25-35%を独自に調達しなければならなかった。その独自資金の調達にどれほどの利子負担があったかにより、全体としての資金調達に必要であった利率、したがってその間の利鞘も影響を受けていたはずである。また、そうした資金拋出比率をも考慮したうえで、そのときどきの市場利子率によって得ることが期待されていた利鞘との比較によって相対的な評価を行う必要がある。

第4に指摘できるのは、BI決定98年 No. 31/45においては逆に、BIから市中銀行への流動性信用供与の利率を9%へと引上げて、利鞘も5%に低下するなど、利子率条件を銀行にとって不利なものとしている点である。ただこれも、同決定が発効した98年当時、市場利子率と比較してこの9%という水準がどれほどのものであったかについて考慮しないかぎり、市中銀行にとって一概に不利な条件への変更であったとはいえない。

以上、KKPA制度の諸条件の変遷の特徴をまとめれば、一次協同組合に加入している個人事業者が行う投資を支えるものとしての性格を強めきたということ、原資拋出についてのBIの負担は軽減されてきたが、通貨・金融危機の発生によって市中銀行が資金収集の困難に直面すると、「優先部門の資金調達が減退して」しまうという事態に鑑みてBIによる資金拋出が100%にまで引上げられたこと、そして利子率条件に関しては、BI決定97年 No. 30/97まで市中銀行に有利になると考えられるような変更がなされてきたが、原資拋出比率との関連やそのときどきの市場利子率との比較を欠いては、そうした条件変更の真の意味を窺い知ることは難しいということである。最後の点については、時系列的な市場利子率のデータと対比させながら次節で検討する。そしてこの検討は、KKPAという与信制度が現在、実質的にどのような効力ももっているか、KKPAを投資資金の拠り所の1つとしてきた農園作物農業部門、とりわけアブラヤシ農園を経営する小農は資金面での支援についてどのような状況に置かれているかについての検討でもある。

4. KKPA 利子率と市場利子率, 及び農園事業振興策

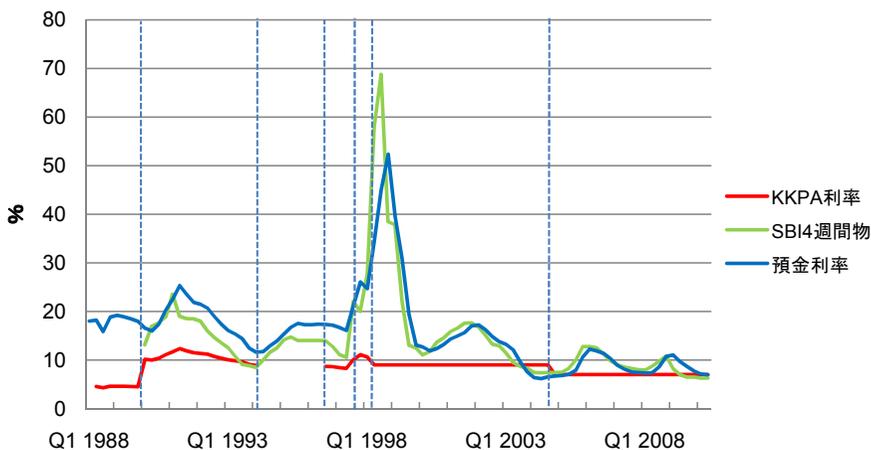
BI から KKPA 向け流動性信用を受ける際, 市中銀行が直面する借入利率が BI 通達 90年 No. 22/3以降 BI 決定97年 No. 30/97まで低下し続けてきていること, BI 決定98年 No. 31/45では逆に9%に引上げられたことについて前節で指摘した。ここでは, まず, BI 決定98年 No. 31/45が発効するまで, KKPA 供与額の中の一定割合は, BI からではなく当該市中銀行が独自に調達すべきであったことを考慮して, 市中銀行が KKPA 供与の際に直面していた資金調達利率が, 市場利子率と比較してどのような水準のものであったかについてみることにする。

4.1 市中銀行の資金調達利率と利鞘

[1] BI 決定97年 No. 30/97までの KKPA 利子率条件の変遷

図2は, BI からの流動性信用に適用される利率及び市場利子率(預金利率)を KKPA 供与に際しての BI 並びに市中銀行の原資出資比率でそれぞれ加重平均して得られた利率(KKPA 利率)と, 市場利子率(預金利率), 並びに参考データとして, BI に売却することにより流動性供与を受けることのできる手段としての SBI (BI 証書)(4カ月物)の割引率の推移を描いたものである。縦に引いた破線は, KKPA 関連法令それぞれの発出時期を示している。

図2 市中銀行の資金調達利率



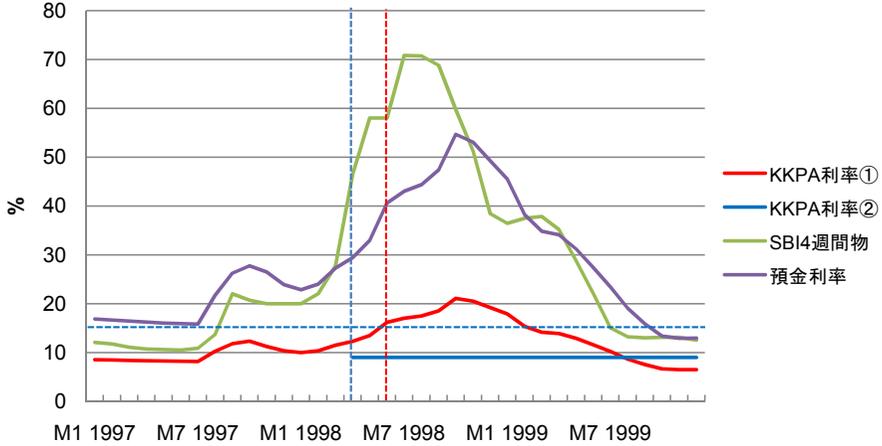
(出所) IMF, *IFS Online*, BI (1988), (1990), (1994), (1996), (1997), (1998), (2004) より, 作成。

この図から利子率条件の変遷に関して読取ることのできる第1の事実は、前節で明らかにしたように、BI 通達90年 No. 22/3以降の制度の変遷をみると市中銀行がKKPA融資を実施していくうえで一見より有利な利子率条件を享受できるようにするための改変が97年まで行われ続けたかのような印象を受けるが、実はそうとは限らないという点である。むしろ、BI からの原資出資比率の低下を前提として、市中銀行にとってKKPA 利率がそのときどきの市場利子率と比較した場合に不利とならないように、条件が変更されてきているのである。このことについて、具体的にKKPA 利率と市場利子率との比較を時系列的に行いながら確認していこう。

BI 通達88年 No. 21/1からBI 通達90年 No. 22/3にかけて行われたBI からの流動性信用に課せられる利率の変更は、前者通達において、市場利子率と比して明らかに低く設定され過ぎていた3%という率を8%にまで引上げるといったものであった。同時に、市中銀行の原資独自調達比率が25%にまで引上げられた結果、KKPA 利率が市場利子率の影響をより大きく被ることにはなったが、先の5%に及ぶBI 流動性信用の利率引上げが響いて、KKPA 利率と預金利率は接近し、BI 決定94年 No. 27/1発出直前の94年第1四半期には、前者が約8.9%、後者が約11.6%とわずか2.7%の差となる。同じ期に、SBI 割引率はすでに8.45%とKKPA 利率を下回り、逆転が生じている。BI 決定94年 No. 27/1が有効であった期間の後、BI 決定96年 No. 29/66が発出されようとする96年第3四半期には、KKPA 利率8.65%、預金利率約17.3%、SBI 割引率は約14%となつて、市中銀行にとってのKKPA 利率優位が回復される。しかしその16ヵ月後、BI 決定97年 No. 30/97発効時には、タイですでに通貨危機が発生していたことに反応してか、SBI 割引率が引上げられ、それにつれて預金利率も急激に上昇を始める。この預金利率の上昇につれ、前年から市中銀行のKKPA 原資の独自調達比率が35%へと引上げられていたことを反映して、BI 決定97年 No. 30/97においてBI からの流動性信用に課せられる利率が3%に引下げられたにもかかわらず、KKPA 利率が顕著に上昇する傾向をみせ始めるのである。

1997年11月、ついに通貨危機がインドネシアに波及すると、こうした傾向に拍車がかかり、BI 決定98年 No. 31/45が発出される98年6月には、月次データで作成した図3にみられるように、KKPA 借入利率はおよそ16.2%となつて、一次協同組合に対するKKPA 供与利率の16%を上回るという逆鞘状態が生じることになる³⁶⁾。BI 決定98年 No. 31/45を発出し、同年4月1日に遡って同決定をKKPA 制度に適用する³⁷⁾ という決断をBI 理事会が下した背景には、現実の金融市場で進行する非常事態があったの

図3 市中銀行の資金調達利率（通貨危機時）

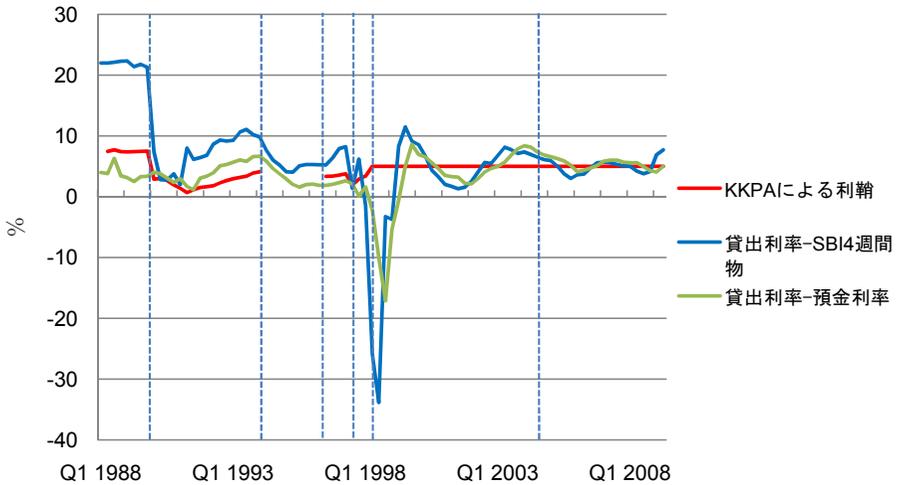


(出所) 図2に同じ。

(注) KKPA 利率①は、BI 決定97年 No. 30/97が適用され続けていた場合、市中銀行が直面することになっていた KKPA 利率。実際、BI 決定98年 No. 31/45が発出された6月初旬の時点では、BI 決定97年 No. 30/97が有効であった。BI 決定98年 No. 31/45の発効は、同年4月1日であるが、これは同決定において時期を遡っての適用が定められたためである。

KKPA 利率②は、BI 決定98年 No. 31/45において定められた、市中銀行のBIからのKKPA 利率原資調達利率である。

図4 市中銀行の利鞘



(出所) 図2に同じ。

である。

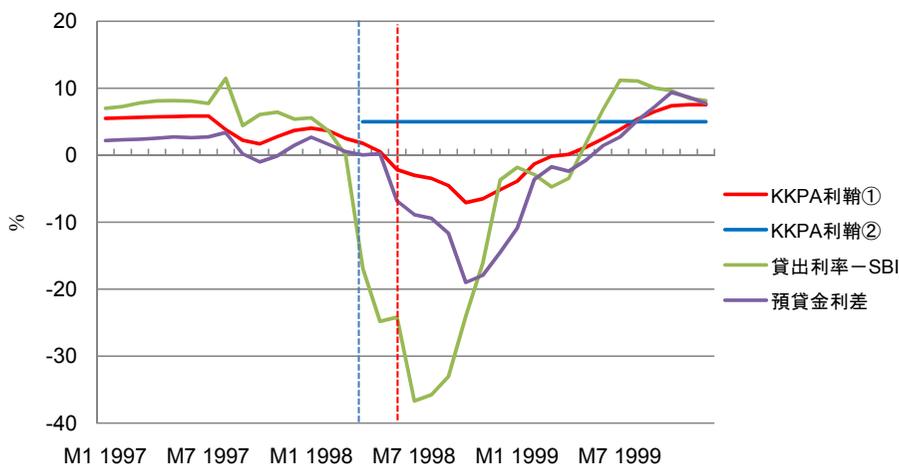
なお、表1の注4)でも記したとおり、市中銀行がKKPA 供与に際して受取る利子率は、与信を受ける一次協同組合に与えられる報酬を控除した利率に基づくものとなる。KKPA 供与に際して当該一次協同組合が果たす役割により、報酬率に1%か2%かの別が設けられている。仮に当該組合が、KKPA 供与の実行者としての役割を果たし、2%の控除率で報酬を受取った場合、銀行が手にすることのできていた利鞘はどのような状態であっただろうか。このことについて確認するために、図4をみてみよう。

この図から明らかなように、本項冒頭で利率条件の変遷について指摘できる第1の点として挙げた事柄、すなわち一見KKPA を供与しようとする市中銀行に有利なように実施されてきたように思われるKKPA 利率の変更も、相対的には市中銀行にとって必ずしも有利な融資条件を保証するものとは限らなかったということを確認できる。1990年以降94年の改変が行われるまで、KKPA 利率による利鞘が常に市場利子率が保証する利鞘を下回っている。BI 決定94年 No. 27/1以降 BI 決定96年 No. 29/66発出までの期間を除いて考えれば、後者発出以降の制度改変は、KKPA 利率を市中銀行にとってより有利なものとするためというより、市場資金の調達と貸付による利鞘に比してKKPA 制度が置かれている不利な状態を解消しようとするための改変であったといえる。

〔2〕BI 決定98年 No. 31/45におけるKKPA 利率条件の変更

次に、以上の図から利率条件の変遷について指摘できる第2の事柄は、BI 決定98年 No. 31/45においてBI からの流動性信用に課せられる利率が3%から9%にまで引上げられたことは、市中銀行のKKPA に関する利率条件を不利にするものではなかったという点である。これは、同決定が発出時期から2か月以上も遡って発効する直前に、BI 決定97年 No. 30/97の利率条件のもとで、図2、図3からも明らかなように、制度改変後の9%という利率を上回るKKPA 利率が実現していたことをみれば自明である。9%への流動性信用利率の改定は、BI からのKKPA 原資の拠出割合を100%に変更したことと併せて考えると、むしろKKPA 利率の引下げであったといえる。以上のような現象が生じたのは、いうまでもなくBI 決定97年 No. 30/97において市中銀行によるKKPA 原資の独自調達割合が35%と定められていたため、折柄の通貨・金融危機の影響で急騰しつつあった市場利子率の影響を強く受けた結果KKPA 利率が上昇していたためである。

図5 市中銀行の利鞘（通貨危機時）



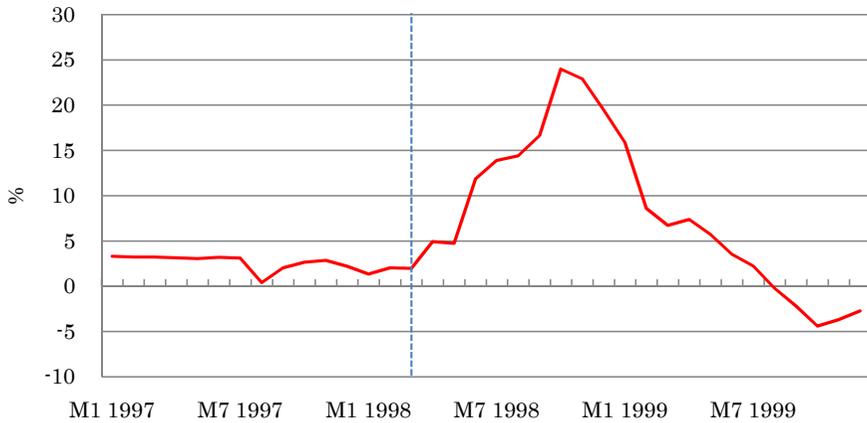
(出所) 図2に同じ。

(注) KKPA利鞘①, ②の別については, 図3に同じ。

また、前述したように98年6月時点ではすでにKKPAという制度に逆鞘の状態が生じていて、当該時点を過ぎて以降もそのままBI決定97年No. 30/97が有効であったとすれば、そうした逆鞘状態が増々進行して制度自体が実質的に死文化されていくであろうことは容易に予測される状態にあった(図4, 図5参照)。政府、並びに通貨当局であるBIが、IMFから緊急融資に対するコンディショナリティ実施を迫られて、海外への資本逃避を食い止めるためにSBI割引率を引上げ、それにつられて市場利子率が急速に上昇し、さらなる急騰が近い将来生じるであろうことは明白であったからである。そのような状況下において、急騰する市場利子率のKKPA制度への影響を完全にシャットアウトしてしまうためには、BI決定97年No. 30/97からBI決定98年No. 31/45にかけて行われたような制度改変を実行して、KKPAの原資をBIからの流動性信用のみに限定し、利子率を固定させてしまうほか方法はなかったのである。

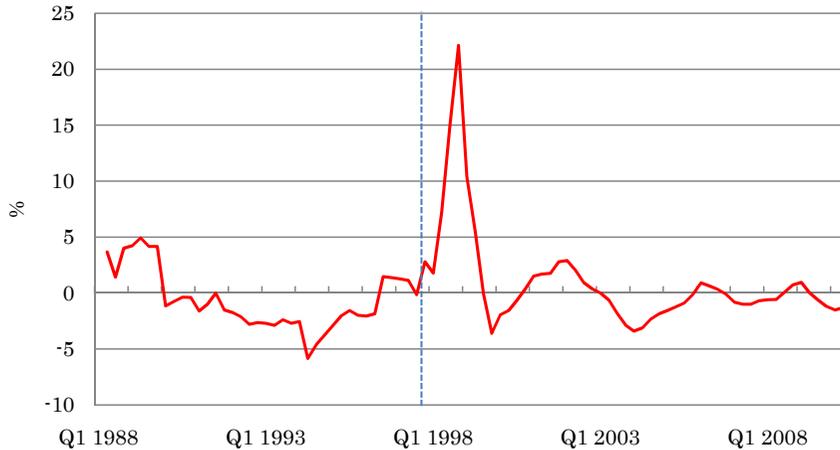
そして、BI決定98年No. 31/45への制度改変によって現出したKKPA制度による利鞘は、折柄の通貨危機下で大きく逆鞘状態にあった一般の貨幣市場に比して、一次協同組合に対してKKPAを供与しようとする市中銀行にとって極めて有利な状況をつくり出すことになる。98年10月には、KKPAという制度金融は、一般貨幣市場における資金調達と融資によって得られる利鞘に24%もの差をつけて有利な条件下にあったのである。その前後約1年間、KKPAによる利鞘が市場で一般的な利鞘に比してどれだけ

図6 KKPA 利鞘－市場預貸金利差（通貨危機時）



(出所) 図2に同じ。

図7 KKPA 利鞘－市場預貸金利差



(出所) 図2に同じ。

優位であったか、双方の利鞘の間にどれほどの格差があったかについては、図5－7に明らかである。そして、当時未曾有の経営危機にあった市中銀行は、KKPA という制度金融にアクセスする機会を得ることで、ままならない預貸事業に活路を見出すことができたであろうと考えられる。

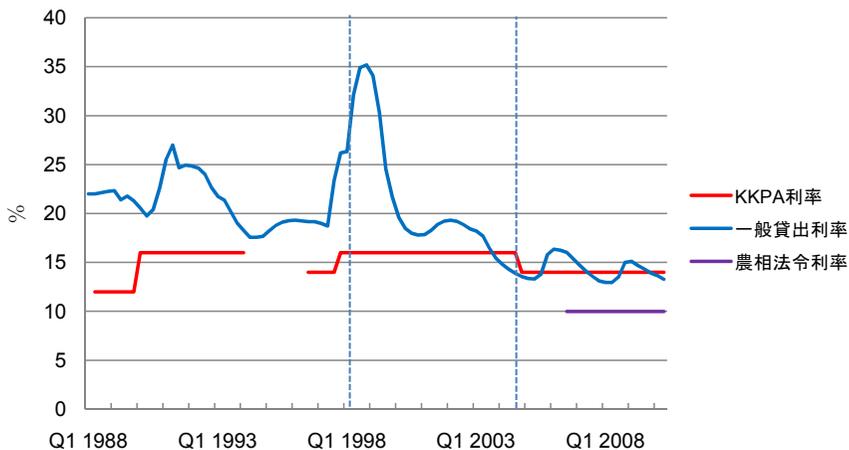
4.2 一次協同組合側の借入条件と農園事業振興策

前項では、KKPA を供与する側の市中銀行にとって、当該制度、特に利子率条件の一連の変更がどのような意味をもっていたか、市中銀行に対し KKPA の原資としての流動性信用を供与する BI 側にはどのような政策的意図があったかについて検討してきた。ここでは次に、KKPA を供与される一次協同組合とその構成員の側に主として焦点を当て、当該制度改変はどのような意味をもっていたか、そして、KKPA 制度は現在どのような状況に置かれているか、そのことによって KKPA 制度の主たる対象事業と考えられる小農経営による農園作物農業の振興にどのような影響があると考えられるか、といった諸問題について検討する。

[1] 一次協同組合、及びその構成員と KKPA 制度の変遷

図8は、KKPA の供与を受けようとする一次協同組合及びその構成員が直面してきた KKPA 貸出利率と、他の2種の利率データとを比較したものである。銀行が KKPA 供与に当って考慮することになる BI からの流動性と信の条件とは異なり、一次協同組合側への KKPA 供与に適用される利率は、当然のことながら BI-市中銀行間の原資抛出比率に影響されない。KKPA 関連諸法令に定められた利率と、銀行から一般的な借入として信用供与を受ける際の市場利子率（貸出利率）がわかっているならば、一次協同組合にとって KKPA 制度を利用することが少なくとも金利負担面で相対的に

図8 一次協同組合の借入利率



(出所) 図2に同じ。

有利か不利かを知ることができる。

まず、市中銀行の一般的・平均的な貸出利率との比較で KKPA 利率をみると、1993年から翌94年にかけて市中銀行の一般貸出利率が低下した時期に両者が接近したことはあったが、それ以外の時期は、1990年代の終わりまで KKPA 貸出利率が少なくともおよそ4%は一般貸出利率を下回っており、一次協同組合側にとって前者の有利さが明らかであった。この間組合側にとって、KKPA 貸出利率が市場利率に比して際立って有利だった時期は、1997年第3四半期から99年第3四半期までの約2年間であり、最大差がついたのは99年第4四半期で、約19.2%の格差であった。市中銀行と同様、一次協同組合側にとっても、最も大きな経済的困難に直面していたこの時期に、一般的な貸出利率が禁止的な水準にまで達していたその傍らで、KKPA 制度の存在によって相対的にかなりの程度有利な条件で自らの投資資金調達を行う機会を得ることができたのである。

しかしながら、こうした時期はその後長続きすることはなかった。2000年以降になると、通貨危機に端を発した経済的混乱は政府による経済改革を始めとする諸改革の効果もあって収束し、金利水準も安定化へと向かうことになる。2003年第4四半期には一般的な貸出利率が KKPA 貸出利率の16%を切って約15.4%にまで下落し、それ以降も低下し続けて2004年第3四半期には約13.9%となった。これは、一次協同組合及びその構成員にとっては、KKPA という制度の実効性を失わせてしまう事態であった。

こうした市場利率の下落は、一次協同組合側にとってだけ KKPA 制度の意味を喪失させたわけではなかった。市中銀行側も同様であることは、前項の図2から明らかである。2003年第4四半期に、市場利率（預金利率）が、BI 決定98年 No. 31/45に基づいて BI から市中銀行への KKPA 向け流動性信用に適用されていた9%の利率を下回って約7.6%となり、04年第3四半期には約6.5%にまで落ち込むことになった。BI 決定98年 No. 31/45では、BI の KKPA 原資拠出割合が100%とされたので、このような市場利率の下落は、市中銀行が KKPA を供与することを相対的に不利なものにした。こうした事態は、借り手側と並んで貸し手側にとっても、当該制度の利点の喪失を意味したのである。

そのような事態を解消するために出されたのが、BI 法令04年 No. 6/26である。同法令では、BI から市中銀行への KKPA 原資向けの流動性信用供与利率が、9%から7%に引下げられて現行市場利率への適応が図られるとともに、市中銀行から一次協同組合向けの KKPA 供与利率も16%から14%に引下げられて、BI 決定98年 No. 31/45と

同率の利鞘を保証しながら、制度の存続を図る措置がとられたのである。

しかしながら、図8のBI法令04年 No. 6/26発出後の展開は、安定してKKPA 供与利率の市場利子率に対する有利さを一次協同組合側に保証するものではなかった。同法令が出された2004年10月を挟み、03年第4四半期から05年第3四半期まで、07年第3四半期から翌08年第3四半期まで、そして09年第4四半期以降直近の10年第2四半期まで、KKPA 貸出利率が市場貸出利率を上回ってしまっているのである。市中銀行側にとっても、一次協同組合側ほどではないにしろ、BI法令04年 No. 6/26によって、KKPA 向けのBI流動性信用利率が市場利子率に比べ安定して魅力的であるという状態が続いているわけではない。それは、図2に示された双方の利率の2004年前後からの動向に示されているとおりである。完全に無効となったわけではないにしても、一次協同組合構成員の事業振興に資するような役割を十分には果たしえない状態にKKPA 制度が置かれてしまっているというのが現状である。

それでは、政府当局は、ほかにどのような一次協同組合事業の振興策、あるいはBI決定98年 No. 31/45に表れていたような、特に農園事業振興に的を絞った施策を、金融面で用意しているのだろうか。その代表的な例が、2006年7月に発出された「農園再活性化プログラムを通じた農園開発についての農業相法令2006年 No. 33/Permentan/OT.140/7」(Menteri Pertanian (2006))による農園事業者支援策である。この支援策は、農園を拡張・改植・再生させるための投資を行おうとする農園事業者 (Pekebun) たちに対して、政府が10%を超える分の利子率補助を与えようとするものである。図8に、これを農相法令利率として示している。ただし、これもアブラヤシとカカオについては最長で5年間、ゴムについては同じく7年間のみの利用可能であるとされている³⁸⁾。それを経過すれば、後は通常市場利子率を適用されるという契約が、当該債務者と銀行との間で結ばれるものと想定されているのである。したがって、債務返済期間が長期にわたればわたるほど、限定的な利点しかもたらさないものとなる。

5. 結 語

以下では、前節までに得られた主要な検討結果をまとめておこう。

第1節では、KKPA 制度 (その前身を含む) の対象はどのような協同組合であるのか、その協同組合が行おうとするどのような事業の支援を目的としているのか、経済全体をどのような状態へと導くことを一連の制度は企図してきたかなどについて考察した。

BI 決定94年 No. 27/1から「経済の平等化」が指向され、BI 決定96年 No. 29/66からは「金融経済の安定化」が明記されるとともに、BI 決定98年 No. 31/45に至っては、当時通貨・金融危機のさなかのインドネシアにおいて大衆資金の収集について困難に直面している銀行部門、並びに資金調達に支障をきたしていた優先的部門を特に考慮すべき事柄に挙げていることから、政策的に優先されるべき事業部門の小規模事業者への支援と、金融部門への支援が共存するような制度と位置づけられていたことを明らかにした。

第2節では、KKPA 制度の変遷のなかでも、保証・担保についての規定がどのように変化してきたかをみることにより、制度が改まるにつれて銀行の責任の重大さが強調されるようになる一方で、BI 決定98年 No. 31/45においては、PIR 方式で運営される農園において、一次協同組合を通じてKKPA 融資を受けようとする小農と、技術指導をしたり生産物を買取ったりなどする関係を取り結んでいる中核企業に、より大きな役割が求められることを窺わせる記述などがあり、農園作物農業部門、特に1980年代より当該部門の成長を主導してきたアブラヤシ農園事業を振興する性格を帯びることになったことを指摘した。

第3節では、KKPA の諸条件の変遷を法令ごとに整理することにより、第1に当該制度が与信対象として運転資金の調達より投資資金のそれを助成することを重視する傾向にあること、第2にKKPA 供与の原資としてBI の拠出金割合が傾向的に下がり、反対に市中銀行のそれが上がる傾向にあったが、BI 決定98年 No. 31/45において前者が100%とされるという逆方向の制度改変がなされたことを指摘した。そして第3に、利率条件がBI 決定97年 No. 30/97まで市中銀行にとって一見有利なように改定されたこと、第4にBI 決定98年 No. 31/45においては逆に市中銀行にとって不利となるように見えるような改定がなされたことをそれぞれ指摘した。

そして第4節では、まず、前節で指摘した第2～4の諸点について、そのときどきの市場利率データと比較するかたちで検討した。第2の点については、BI 決定97年 No. 30/97に至るまでの制度変遷に限ってみると、確かに当時の高成長につれて市中銀行の経済力も増してきていたことを反映して、BI の負担を軽減し市中銀行のそれを高めようとする目的をもつものであったといえる。しかし、第3の点に関しては、KKPA 原資拠出割合の変遷を考慮すれば、必ずしも市中銀行に有利になるような制度改変が企図されていたとはいえ、そのときどきの市場利率の条件を勘案しながら、KKPA という制度の有効性を保ち、存続を図ることがBI の主要な意図であった点を析出した。第4の点に関しては、通貨危機のさなかにKKPA 制度が市中銀行にとって

も、一次協同組合側にとっても、市場利子率の条件に比していかに有利なものとなっていたかについて考察した。BIから市中銀行への流動性信用供与に適用される利率が、名目的に3%から9%へと引上げられても、当時の市場利子率が異常なほどの急騰を経験していたので、BIのKKPA原資拋出割合が100%とされたことと併せて考えると、相対的にBIから与信される際の利率は低下していたのである。次に、2003年頃よりKKPA制度に定められた利率と市場利子率との間に当該制度の利点を失わせるような関係がみられ、その制度が事実上有効性を失いつつあった状況下で利率の改定が行われたものの、それによる有効性の回復も長続きせず、現時点では十分に制度が機能していない状態に置かれていることを明らかにした。また、農相法令によって、農園事業者たちが農園を拡張・改植・再生させるための投資を行う際に利子率を補助するという施策をとっているが、これも限界をもつ制度である点を指摘した。

以上にみてきたように、KKPAという、98年以降は主に農園作物部門の個人事業者（小農）による投資を対象にしてきた制度も、農相法令による利子率補助政策も、現在決して十分な有効性を保っているとはいえず、今後も保ち続けるとはいえない。環境面にも配慮し、当該地方のバランスのとれた経済開発を指向する農園事業振興のための確たる金融支援策について考えようとするれば、自ずとインドネシアの農園事業と地方経済の将来像がどのようなものであるべきかについて、明確な展望をもつことが必要になる。単に金融支援策を充実させるというだけでは、森林消失を伴う農園拡張をいたずらに促すだけに終わる可能性もあるからである。現時点でインドネシアの農園事業と地方経済がどのような状態にあるかについて、同国の経済全体が置かれている状況とも照らして明らかにし、当該部門は将来どのように発展させられるべきかについて考えることが求められる。そうした作業を現地調査を重ねながら進めていくことが、今後の課題である。

〔付記〕本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（B）（研究課題名：「グローバル化と東南アジアのプランテーション—アブラヤシが変える経済・自然・共同体」、課題番号：22401013、平成22-24年度）、及びサントリー文化財団研究助成資金（研究課題名：同上、2010年度（2010年8月—2011年7月））による研究成果の一部である。

注

- 1) BI (1988) pp. 2-3, 第 I 部 一般規定 - 4, を参照。
- 2) BI (1988) p. 3, 第 II 部 信用の条件及び規定 - 1, を参照。
- 3) 拙稿 (2010) pp. 195-198を参照。
- 4) BI (1990) p. 1, 第 I 部 KUD 向け信用, を参照。
- 5) BI (1990) p. 6, 第 II 部 構成員のための一時協同組合向け信用 - 1.-1.2, を参照。なお, KUD については, 成員数に関する定めはない。
- 6) BI (1990) p. 1, 第 I 部前文, 及び p. 5, 第 II 部前文, を参照。
- 7) Presiden Republik Indonesia (1992a) は, 一次協同組合, 及び協同組合組織を構成員とする二次協同組合に関して, 14部67条からなる法律であるが, 具体的な規定事項を定めた部のタイトルを挙げると, 以下のとおりである。「第 II 部 (法的) 根拠, (理念的) 基盤, 及び目的 (カッコ内は引用者)」、「第 III 部 協同組合の機能, 役割, 及び原則」、「第 IV 部 形態」、「第 V 部 構成員」、「第 VI 部 組織構成」、「第 VII 部 資本」、「第 VIII 部 事業分野」、「第 IX 部 事業収入余剰」、「第 X 部 解散」、「第 XI 部 協同組合の運動機関」、「第 XII 部 育成」
- 8) BI (1994), BI (1996), BI (1997), 及び BI (1998) とともに, すべて第 1 条第 3 項に当該規定がある。
- 9) BI (1994) p. 1, を参照。
- 10) BI (1996) p. 1, 考慮事項 b 項を参照。第 3 節にて, 後述。
- 11) BI (1996), BI (1997), 及び BI (1998) とともに, すべて p. 1, 考慮事項 a 項に当該規定がある。
- 12) 第 3 節にて, 後述。
- 13) BI (1988) p. 5, 第 II 部第 7. a 項を参照。
- 14) BI (1990) p. 2, 第 I 部第 1 項 - 1.6を参照。
- 15) BI (1990) p. 2, 第 II 部第 3 項 - 3.5を参照。
- 16) BI (1994) p. 8, 第 III 部第 15 条。
- 17) Presiden Republik Indonesia (1992a) 第 III 部第 8 条。
- 18) BI (1996), BI (1997), BI (1998) とともに, 第 V 部第 14 条に当該規定がある。
- 19) BI (1994) では, pp. 4-5, 第 IV 部第 6 条で一次協同組合の「KKPA 供与の実行者」としての機能に関する規定があり, p. 5, 同第 7 条で「KKPA の仲介者」としての機能について規定されている。
- 20) BI (1994) p. 5を参照。
- 21) BI (1996) では pp. 5-7, 第 IV 部第 5 - 7 条, BI (1997) では pp. 5-6, 第 IV 部第 6 - 8 条, BI (1998) では pp. 4-5, 第 IV 部第 5 - 7 条を参照。
- 22) BI (1998) p. 8を参照。
- 23) Presiden Republik Indonesia (1998) p. 9, 第 II 部第 8 条を参照。同条第 1 項では, 「イスラム法原則 (Prinsip Syariah)」に基づいて, 銀行が深い分析を行ったうえで債務者であ

る顧客の返済能力・返済準備に対して確信をもっていなければならない、とされている。なお、ここでいうイスラム法原則については、同法 p. 5, 第1条第13項で定義されており、生産分与原則や資本参加原則等に基づいた資金調達に関しての、銀行と他方の当事者との間の約定規定である、との定義が与えられている。

- 24) 拙稿 (2010) pp. 207-210を参照。
- 25) BI (1998) p. 14, 第IX部第31条第1項。
- 26) 1980年代以降のインドネシアにおける農園作物の作付面積の伸びのなかで、アブラヤシ農園面積の成長が突出していたことについては、拙稿 (2007) pp. 84-88を参照。
- 27) BI (1988) p. 3, 第II部第1項を参照。
- 28) BI (1990) p. 6, 第II部第3項-3.1を参照。ただし、この上限額3,000万ルピアは、構成員のための一次協同組向け信用 (KKPA) についての上限額であり、KUD 向け信用についてのものではない。表1の注6)にも記したとおり、KUD 向け信用については上限額についての具体的な定めはない。
- 29) BI (1990) pp. 6-7, 第II部第3項-3.3-bを参照。
- 30) BI (1994) p. 7, 第V部第12条第1項, 及び第4項, BI (1996) p. 9, 第V部第12条第1項, 及び第2項, BI (1997) p. 9, 第V部第12条 a 項, 及び b 項, BI (1998) pp. 7-8, 第V部第12条 a 項, 及び b 項を参照。
- 31) BI (1988) p. 4, 第II部第4項, BI (1990) p. 3, 第I部第4項-4.1, 及び p. 7, 第II部第6項-6.1, BI (1994) p. 8, 第VI部第17条, BI (1996) p. 11, 第VI部第15条, BI (1997) p. 10, 第VI部第15条を参照。
- 32) BI (1996), BI (1997) とも, p. 1, 考慮事項 b 項を参照。
- 33) BI (1998) p. 1, 考慮事項 b 項を参照。
- 34) BI (1998) p. 8, 第VI部第15条第1項を参照。
- 35) BI (1988) p. 4, 第II部第5項-c, BI (1990) p. 8, 第II部第6項-6.2, BI (1996) p. 11, 第VI部第16条第1項, BI (1997) p. 10, 第VI部第16条を参照。
- 36) KKPA 利率^①は、前月の1998年5月にはすでに約13.5%まで上昇し、組合報酬を控除した後のKKPA 利率^①, 14%に迫っていた。
- 37) BI (1998) p. 18, 第XII部第36条を参照。
- 38) Menteri Pertanian (2006) p. 9, 第VI部第22条(3)項を参照。

参考文献

- Bank Indonesia (2004), *Praturan Bank Indonesia No. 6/26/PBI Tahun 2004 tentang Suku Bunga dan Nisbah atas Pembiayaan dengan Prinsip Bagi Hasil Kredit Program.*
- Bank Indonesia (1998), *Surat Keputusan Direksi Bank Indonesia No. 31/45/KEP/DIR Tahun 1998 tentang Kredit kepada Koperasi Primer untuk Anggotanya.*

- Bank Indonesia (1997), *Surat Keputusan Direksi Bank Indonesia No. 30/97/KEP/DIR Tahun 1997 tentang Kredit kepada Koperasi Primer untuk Anggotanya.*
- Bank Indonesia (1996), *Surat Keputusan Direksi Bank Indonesia No. 29/66/KEP/DIR Tahun 1996 tentang Kredit kepada Koperasi Primer untuk Anggotanya.*
- Bank Indonesia (1994), *Surat Keputusan Direksi Bank Indonesia No. 27/11/KEP/DIR Tahun 1994 tentang Kredit kepada Koperasi Primer untuk Anggotanya.*
- Bank Indonesia (1990), *Surat Keputusan Direksi Bank Indonesia No. 22/81/KEP/DIR Tahun 1990, tentang Penyempurnaan Sistem Perkreditan Direksi Bank Indonesia.*
- Bank Indonesia (1990), *Surat Edaran kepada Bank-Bank Umum dan Bank Pembangunan di Indonesia, SE No. 22/3/UKK Tahun 1990 perihal Kredit kepada Koperasi.*
- Bank Indonesia (1988), *Surat Edaran kepada Bank-Bank Umum dan Bank Pembangunan di Indonesia, SE No. 21/1/UKK Tahun 1988 perihal Pemberian Kredit kepada Koperasi untuk anggota-anggotanya.*
- Bank Indonesia (1986), *Surat Keputusan Direksi Bank Indonesia No. 16/9/KEP/DIR Tahun 1986 tentang Perkreditan Bank-Bank Pemerintah.*
- Bank Indonesia (1986), *Surat Edaran kepada Bank-Bank Umum dan Bank-Bank Pembangunan di Indonesia, SE No. 18/8/UKK Tahun 1986 perihal Bank Pemberi Kredit kepada Koperasi.*
- 林田秀樹 (2010) 「インドネシアの金融政策と農園事業振興策 — 通貨危機時の展開について —」 同志社大学人文科学研究所編『金融システム改革と現代経済』晃洋書房, 2010年, 第7章所収。
- (2007) 「インドネシアにおけるアブラヤシ農園開発と労働力受容 — 1990年代半ば以降の全国的動向と北スマトラ・東カリマンタンの事例から —」 『社会科学』 第79号。
- Menteri Pertanian (2006), *Peraturan Menteri Pertanian No. 33/Permentan/OT.140/7/2006 tentang Pengembangan Perkebunan Melalui Program Revitalisasi Perkebunan.*
- Presiden Republik Indonesia (1998), *Undang-Undang Republik Indonesia No. 7 1992 tentang Perbankan Sebagaimana Telah Diubah dengan Undang-Undang No. 10 Tahun 1998.*
- Presiden Republik Indonesia (1992a), *Undang-Undang Republik Indonesia No. 25 1992 tentang Perkoperasian.*
- Presiden Republik Indonesia (1992b), *Undang-Undang Republik Indonesia No. 7 1992 tentang Perbankan.*
- Presiden Republik Indonesia (1986), *Instruksi Presiden Republik Indonesia No. 1 Tahun 1986 tentang Pengembangan Perkebunan dengan Pola Perusahaan Inti Rakyat yang Dikaikkan dengan Program Transmigrasi.*

